

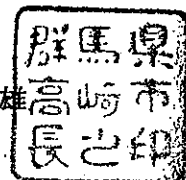
高崎市告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年12月8日

高崎市長 松浦幸雄



1 変更理由

西原落ヶ沢土地改良事業の施行に伴い、字の区域の変更をしようとするもの

2 変更内容

町	字	地番
倉淵町三ノ倉	西原	1507から1511までの各一部、1512の2の一部

上記区域（同区域に介在する水路である市有地の全部を含む。）を字落ヶ沢に変更する。

町	字	地番
倉淵町三ノ倉	落ヶ沢	1499の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）並びに字落ヶ沢1506の1及び1506の2に隣接する水路である市有地の全部並びに字西原1507に隣接する字落ヶ沢の道路である市有地の全部を字西原に変更する。